

津島市職場環境改善に関する
第三者委員会
調査報告書（抜粋）

本アンケート結果の分析及びヒアリング調査では、市議会議員（以下、単に「議員という。」）の職員に対する影響についても複数の言及がなされた。

本アンケート調査の対象期間が過去10年間とされたことから、議員には、かつて議員であった者も含まれている。当委員会の目的は、個々の責任追及を目的とするものではないことから、議員、元議員を総称して議員と記載する。

(1) 議員の問題のある言動

議員の問題のある言動として指摘されたのは、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他不適切な言動である。

議員は、市民の厳粛な信託を受けた市民全体の代表者であって、市政に携わる権能及び責務を深く自覚し、政治倫理を遵守して活動することが求められている（津島市議会議員政治倫理要綱）。そして、同要綱は議員の遵守すべき政治倫理基準を定め、その中で議員はその地位を利用して、人権侵害のおそれのある行為をしないこと、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう行為をしないことを求めている。

職場におけるセクシュアルハラスメントは、職場において行われる労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されたりすることをいう。

議員のセクシュアルハラスメントに該当する言動としては、議員控室に女性職員を呼び出し、女性を蔑視した話を聞かせる、他の議員もいる前で、女性に羞恥心を抱かせる発言をするなどが指摘された。

職場におけるパワーハラスメントとは、先に述べたとおり「優越的な関係を背景とした」言動であることがその要件である。この点、選挙によって選出される議員と市の職員とでは、その立場は異なっているものの、職員が業務を遂行するに当たって、職員が議員に対して抵抗や拒絶することができない蓋然性が高い関係にあることがヒアリング結果からも明らかであった。したがって、当委員会は、議員と職員との間にもパワーハラスメントは成り立つると判断した。

この前提にたち、議員のパワーハラスメントに該当する言動としては、議員に関わりある有料誌を、職員個人で購読するように要請し、職員がやむを得ず個人的に購読を続けたことが指摘された。

また、不適切な行動として、議員が個人の金融機関での預貯金通帳の記帳や、市民病院の受診予約などをさせる、休日に職員を呼び出す行為などが指摘された。

(2) 議会対応

議員が、事前に職員に対し、一般質問の通告をしない、あるいは適切な時間の余裕をもって通告しないため、職員がその対応のために議会ないし委員会審議において時間的、心理的に大きな負担にさらされている旨の指摘がされた。

また、議員が自分に対して協力的な職員と、非協力的な職員とに対する態度を明らかに変え、非協力的な職員に対しては、質問事項を事前に通告